

令和 8 年第 3 回定例会

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 8 年 6 月 5 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 8 年 6 月 17 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 令和 8 年 6 月 17 日 午後 0 時 20 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	中 橋 正 典	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	土 田 直 美	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽	○			
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課長補佐	平 塚 恭 輔	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐				
産 業 振 興 課 長	渡 辺 新	○			
産業振興課長補佐	尾 路 克 彦	○			
建 設 課 長	斉 藤 尚 幸	○			
建設課長補佐	田 島 博 光	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	土 田 直 美	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	佐 藤 佳 奈	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 巴 光政 2 番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3	議案	31	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	32	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	33	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	34	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	35	津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	36	契約の締結について（木質バイオマスエネルギーセンター建設工事）	
9	〃	37	契約の締結について（津別小学校バリアフリー化改修工事）	
10	〃	38	契約の締結について（津別町旧学校給食センター解体工事）	
11	〃	39	令和 8 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について	
12	〃	40	令和 8 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
13	〃	41	令和 8 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
14	議案	42	令和8年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	
15	意見書案	1	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について	
16	〃	2	地方財政の充実・強化に関する意見書について	
17	〃	3	令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について	
18	〃	4	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について	
19	〃	5	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について	
20	〃	6	イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書について	
21	報告	3	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
22	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
23	〃	5	例月出納検査の報告について（令和7年度2月分、3月分、4月分、令和8年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 巴 光 政 君 2 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（土田直美さん） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 1 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 31 号 津別町特別職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（中橋正典君） ただいま上程となりました、議案第 31 号についてご説明申し上げます。

説明資料はありません。

先の両委員会等で町長、副町長から説明させていただいておりましたが、2 件の職員逮捕の事案について、いずれも不起訴となり、また、どちらも業務に関連しないことではありましたが、多くの町民の皆さまにご心配をおかけし、町政に対して信用を失墜させたことを重く受け止め、令和 8 年 7 月の 1 カ月間、町長の給料を 10%、副町長の給料を 5 %減額しようとするものであります。

改正内容としましては、附則の次に 1 項を加え、第 26 項として町長及び副町長の給料は、第 3 条の規定にかかわらず令和 8 年 7 月の 1 月の間、同条に規定する給料月額に、それぞれ 100 分の 90 と 100 分の 95 を乗じて得た額を支給するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 31 号の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4 番、山内彬君。

○4 番（山内 彬君） 今回の条例改正につきまして、何点かお伺いしたいと思います。

法的に首長の減給処分、いわゆる町長等の減給処分につきましては、地方公共団体の長が自らの責任を明確にするため、一定期間、給料の一部を減らす措置で、地方自治法上、自らに懲戒処分を課する制度は現在なく、自ら政治責任を取る手段として今回のような減給を条例改正で責任を取るという形にしております。

そこでお伺いしたいと思います。今回の条例改正の提案につきましては、10%、1 カ月、副町長については 5 %、1 カ月という内容になっておりますけれども、4 月、5 月と職員の不祥事が 2 件続けて逮捕というニュースで町民も非常に驚いている中、

この今回の、先ほどの提案理由で述べられましたけれども、この今回の自ら処分を課するということで、自らの提案で条例改正を出されておりますが、この2件の職員の重大な不祥事をどういうふうに受け止めて、今回のような条例改正を町長は出されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 総務課長から提案理由をお話しさせていただきました。

全くそのとおりであります。それ以外のものはございません。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 今回のような不祥事、いわゆる4月、5月逮捕という職員の不祥事が出て、その政治責任として自ら責任を明確にするために、こういう条例改正で自分の給与を削減するという制度になっております。

今の説明では、町民は納得するまでもなく、我々としても非常に今回の減給処分については非常に甘いと。自ら出されるわけですから、どこに基準もあるわけじゃないし、審査にかかるわけじゃないと。そういうことから、町長のこの感じ方が非常に軽いのではないかと思います。

町民の多くは、いまだにこういう問題について引きずって、町民として恥ずかしいと。その最高責任者である町長が、このような軽い処分というのですか、広く見れば軽いというふうに思いますので、再度、今回の事件、また、町長は20年間やっていろんなことがあったと思います。これも我々も非常に我慢をしながらここまで見てきたんですけども、やはりそういうものをきちっと責任の所在と重要性を鑑みて、やはりやっていただきたいなと思いますので、再度町長、本当に今言った提案理由でいいのかどうかお答えいただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） それでは、私のほうから事務的な考え方を説明したいと思います。

今回の場合は、どちらも業務以外ということで、どういう考えで減給したらいいかというのは過去の例、また、ほかの市町村の例等を十分勘案しながら決めたところなんですけども、本来的には業務に関連しないところというのは、先ほど議員がおっしゃ

ったように尺度というのではないんですけども、ただ今回の場合は議員のおっしゃるとおり町民の皆さんにご心配をかけたというのは本当、先ほど提案理由で説明したとおりでありまして、そういう意味では何らかの減給処分という形の今回の条例改正は必要ではないかという考えで提案したところです。

本町の場合、過去でこういう場合はなかなかないのですが、逆に言うと業務上では私も町長もこういう条例改正をしたんですけども、過去において業務以外のところではなかなかなかったというのは事実です。私の知っている段階では、前の町長の時に職員が飲酒の関係で、これも業務とは関係ないんですけども、その関係で免職になったという、そういう事件がありまして、それについては当時の町長が私はそういう形で責任をとりたいので、こういう条例改正をしたいという形でやっていたのが過去にある例です。それを勘案しながら今回の尺度無いところで、こういう形がいいのではないかということで、事務的に判断したところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 副町長にお答えいただいたんですけども、今回の件、それから4月、5月の2件分でこういう形で多分条例改正をあげたと思います。

やはり、何か聞いていると責任の重さが足りない。業務上でなく、そういう意味ではなく、やはり町のトップとして、この重大さを認識した上で、やはり自分の責任を取るべきものがどうかということを、やはりそういうことをきちっと考えないで、ただ秤にかけたような形でこういうことをされると、おそらく簡単に考えていたと思います。

もう一つ、6月15日に5月の処分についてホームページで処分の公表がされております。今回の条例を出された時点では、この今回の5月の処分については、まだ発表をされていないと。その中で今回の条例が先に出されていると。やはりその辺りも軽く考えていると。やはり処分を明確に公表して、その上、町長が条例を出されるなら我々も順序として納得できるんですけども、6月5日に告示されて議案を提出すると。その時点でまだはっきりしていないということが、非常に考え方として甘く見ているというか、そういうふうに感じられます。

我々、ほかの議員はわかりませんが、我々町民といろんな話を今回の問題含めてさせていただいておりますけれども、町長の責は重いと。やはり町民もかなりこれまで我慢をしてきたと。そういうことの中でこういう提案をされるということは、任期は12月で終わりなのでそういうことも考えて軽く考えているのかどうかはわかりませんが、やはりトップを20年間やったら、それだけの責任の重さを感じて、きちっとした処分内容をやはりとって、責任をとるという形ですべきではないかなと私は思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 私のほうから、まず重大さを感じていないんじゃないかという話なんですけれども、処分する前から重大ではないのではないかという話ですが、逆に処分しなくても、言ってみれば本人の罪とかそういうことは関係なく、今回逮捕されたという事案だけで、逮捕というのはあくまでも嫌疑ですので、それが本来的に罪になるかどうかというのは、また別の話ですので、それとは別に逮捕事案が出たということ。特に業務に関係ないところですが、それに対して重大に感じたからこそ、先に処分、今回の条例改正の案をつくったところ。そういう意味では重大とは感じていません。

また、今回に関しまして、「町民のみなさんに我慢」と言い方をされましたが、我慢を強いるようなことは極力、どういふのを我慢というのかちょっとわかりませんが、業務に関して何か支障があるようなことは、できるだけ避けるように配慮したつもりでありますし、また、職員についても、その旨を伝えながら業務していたところです。ちょっと我慢のところがわからないのですが、そういう意味では、我慢を強いるみたいなことはできるだけ避けるというか、そういうことがないようにということは心がけて職員に対応したところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 今回のことに関しては、大変重い話かなというふうには思っています。その前提でお聞きしたいと思います。

山内議員が先ほど聞いた部分とも少し重複するかもしれませんが、ご了承ください。4月、5月の事件をあわせての責任とおっしゃってございました。いわゆる累積という意味合いも含むのかなというふうに思っています。

また、この手の、この形の責任については、しきりに委員会でも業務上ではないということを再三繰り返されております。私も委員会の中で業務上の責任ではないですがという話は受けた上で、今、副町長がおっしゃったように、逮捕という事案を重く受け止めてという話は委員会の中でもさせていただいたつもりであります。

その上でお聞きいたします。

当然この中には、責任の議案の中に道義的責任はもとより、引責という部分を含んでいるのかどうかをお聞きしたいと。意味はわかると思いますが、お聞きしたいというふうに思います。

また、2カ月連続の逮捕ということで、町長、副町長の話から、過去に事例がないという話もありました。なかなかないということではありますが、他町の事例も参考にするのはありましたが、なかなかそういう事案がない部分もあると思いますので、なかなか参考にするものがない中、その部分のいわゆる規定がない中、自分たちでこういう形に決めたということでもありますので、何らかの責任ということや、なかなかないということもありますので重く受け止められていると思いますが、また改めて、その道義的責任とその部分を含めた引責という部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 引責というよりは、先ほど言いましたように、こういう事例が出てしまったことに対しての、町民に対するお詫びの意志が強いというふうに考えていただければありがたいと思います。

過去のほかの市町村の事例と、あと過去に事例無しという話をしましたが、1件だけと言ったら変ですけども、そういう形での事例というのはほとんど見つからなかった状況です。ただ先ほど来、議員も言ったように業務以外のところで累積という形の、こういう条例改正というのはあまり見ないという中で、やはり2件出てきてしまった、本当に昨年度、去年の話だったり、今年の2月、3月の話だったりするんですけども、そう言いながらも、こう二つ続けて出たことに対して、やはり町民に対し

て心配をかけたというのは事実ですので、それについては、やっぱり職員の事業体のトップとして、また副トップとして、それなりの責任と言ったら変ですけども、それなりのお詫びをするべきだということで、今回、条例改正を提案させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 道義的責任という意味は、組織のトップとして町民の信頼を損ねたという部分があると思います。

また、引責については、職務外であります、組織のトップとしての結果責任という部分が含まれていると思います。町政に対する信頼失墜の責任、それは職務内ではなかったんですが、町政に対する信頼失墜の責任と、あと町全体のイメージや、ほかの職員が築いてきた信頼を崩す行為ではなかったのかなというふうに私は思っています。

その上で、異常事態という表現が正しいかどうかはわかりませんが、この4月、5月と立て続けに2カ月間の間に、逮捕の案件からの判断であれば、私は議案を見た瞬間に納得感はなかったです。当然、この事案を考えて。

先ほど答弁にもありました、何かしらの責任という言葉がありましたが、形式的な責任という意味合いが強いのかなというふうに受け止めていますが、この形式的な責任と受け止められることは想定されなかったのか、お聞きしたいと思います。

また、逆に二つの案件でという話がありましたが、一つの事件、おそらく多分二つあわせてということだったので、先の4月のことを私は指すのかもしれませんが、一つの案件では、このような責任を取る予定はなかったと考えてよいのか、お聞きしたいと思います。

そして、先ほど山内議員からあった話ですが、私自身も委員会の後にその話をちょっとさせていただいたんですが、こういうことはいつ起きるかわかりませんので、定例会という場が、この日程に決まっている以上、どこかしらで表明するためには仕方ないことだとは思いながらも、時系列については、議案の告示は5日であります。前日の総務委員会で条例改正の話が出ていましたが、職員の処分が決まる前であり、議運の中でも、まだ町長の決裁はもらっていないという報告がありました。この定例会

の議運の段階でもありました。

引責という部分を含むのであれば、そのプロセスについて私は違和感があるのですが、もう一度ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 引責という、どこに対しての責任かという問題がありますがけれども、やはり町政を預かるという意味で、町民の皆さんに先ほど言ったように心配をかけた、そういう意味での責任を取るという意味で引責という言葉になるかと思います。

ただ、あと形式的なというような言い方もされました。あと時系列の話もされましたが、2件起きたところで、1件だけではというのは、なかなかちょっと今回そこまで責任を取るかどうかというのはちょっと迷うところですが、2件続いたというのは、やっぱりそこは重く考えての考え方であります。重く考えたということで理解いただきたいと思います。

あと、職員の処分前にとありますが、逆に言うと、職員を処分するより前に、そういう意味の今回の事案が続いたことに対して重大に受け止めたということで、ただどのような形でやるかということでは、ちょっと議運に間に合わなかったことについては、ちょっとお詫びしたいと思います。

その前にはっきりさせるべきでしたが、議運のほうにかけるべきでしたが、それが遅れたことは申し訳なく思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 町民に対して心配をおかけしたという話がありました。私は、それは当然あろうかと思います。

ただ、私が先ほどから言っているように、信頼失墜行為ということもありますし、町全体のイメージ、いわゆるこれは心配をかけたということとは別に、町全体のイメージや、また現在、職務を行っている職員が築いてきた信頼をも奪ったと。これは完全に町民に対する心配をかけたという話ではないと私は思うんです。その上で、先ほど来、なおさらという話がありますが、逆に言うと、本人に対する処分とは別にと考

えるのであれば、なおさら管理職として、私の表現になりますが、なおさらこの議案を見たときに、私としては全く納得感がなかったんです。逆に、その本人の処分とは別にというのであれば、なおさらそこを重く受け止めて、誰が見てもというのは語弊があるかもしれませんが、この二つまとめてという話からもそうですし、やはり私がこういう責任、議員になってから過去に職務内の話だったと思いますが、1度か2度町長の減給の条例改正があったと思いますが、そういう時にも、そういう適切というか、その議案を私たちが見るまでその内容についてはわかりませんので、今この質疑の中でいわゆる審議を深めているというか、議論を深めている話ですので、その議案を見た形の中からは、全く私が今話したように、町のイメージや、今、働いている職員の感情を考えた時に納得できる感じがなかったんです。なので、私はこの場で、その4月の先に起きた事案についての案件なのかなというふうに思っていましたし、昨日の休憩中に後段のほうの5月のほうの形の職員の話がありました。なので、これはまた別段、また別の形で組まれるのかなというふうに思っていたところ、今、4月、5月の件でという形だったので、ちょっとその累積という話やら、引責という話もさせていただいたんですが、私もいち町民ではありますし、法的に詳しい人間ではありません。なので、あくまでもいち個人としてこのことに向き合って判断するしかありませんので、そういう意味で言えば、やはり私は、その職員の処分とは別にという話があればなおのこと、やはり今働いている職員と町のイメージ、そして、この納得感ということを考えれば、なかなかこの件についてはこのままでは賛同しかねるというふうに思うところがありますので、この件についてお答えがあればいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 副町長や総務課長からお話ししましたとおり、基本的には私生活上の問題であります。ただ、それが印象は非常に悪いものを与えているということでもありますので、それはやっぱり私生活上の問題ではありつつも、一定の何かお詫びというのはトップとしてしないとならないだろうなというふうに思っただけなんですけれども、町に対するイメージだとか、あるいは一生懸命働いている職員に与えた影響、もちろん私に対してもそうですし、そういったものについては2件

とも逮捕事案があったその日のうちに緊急集会を開いて職員にそれぞれ皆さんにお話をしています。非常に残念なことであって、職員の皆さんが毎日働いていることに泥を塗るような、そういう行為をしたということは非常に遺憾ですということで、そのようなこともいろいろ2回ともお話しさせていただいて、そして、それぞれ2人の職員については処分を町長室で言い渡したわけなんですけれども、情報そのものが、やはり警察当局のほうで全てにわたって教えていただくという状況にはありません。特に後段のほうもそうだったんですけれども、やはり、いずれにしても二つの案件とも逮捕はされたけれども起訴されなかった。それは言ってみれば嫌疑不十分という部分もあると思うんです。そういったところに、仮にこれが起訴されて裁判となって、何らかの言い渡しがあった場合は、これはやっぱりちょっとまた別の形になっていたかというふうに思いますけれども、そうではない状況だったものですから、ただ町民の方たち、議員の皆さんも含めてだと思えますけれども、見られているのはやはり新聞記事とか報道の内容、何々で逮捕されたというような事実だけだと思うんです。その実際の中味はどうだったのかということ、できる限りお話を伺いたいということで警察等にもいろいろ打診をしたりしたんですけど、なかなか教えていただけない。それはそうだと思います。本人からも、いろいろ弁明を聞いたりとか、さまざまなことから判断して、ただ、これ例えば1番目でいけば、そういう所に入った方から、町として大きな処分をするとかそういうことではなくて、酔っつてのことなものですから寛大な処分をお願いしたいというようなことで申し入れがあったりとか、そういったこともいろいろ勘案して、だけど何もしないというわけにはいかないだろうなということで、副町長とも協議をして、お詫びということで今回このような提案をさせていただいているということでもありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 今回、職員の不祥事ということで、地方公務員法29条の3や33条に抵触したということで処分を受けて、その管理責任というか、そういう形でこういう条例が提案されたというふうに思っております。

お話あったように、地方自治体の長を罰するような法律はなく、この条例の上程については、組織の長としての管理的責任をとる政治的な措置というふうに私は捉えております。

そんな中で、やはり条例が提案されたときに感じたのが、まず一つ、率と期間、それからもう一つ、二つの件を取りまとめしていいのかということで、ちょっと人生の先輩方にもちょっと聞いてみました。なかなか結論が出なくて、最後、チャットGPTに聞いてみました。そうすると事例はほとんどないんです。判断が難しいということですけども、私、最終的に結論として出したのは、こうした政治的措置、処分というか減俸の条例を出さなきゃいけない町長、副町長の不名誉というか、そこが責任として一番重いんじゃないかなと。町長や副町長は、額や期間の問題じゃなくて、こういう条例を上程せざるを得なかったという、自分たちの矜持に対する処罰を受けているのではないかなというふうに判断しましたので、私としては、自分の考えとしては、実は2件それぞれ分けて、こうした申し出があるべきだというふうに考えていたんですけども、そうでもないということが世間一般的なんだということが調べてわかりましたので、今回は、それについて納得して賛同したいと思いますけど。一つ確認しておきたいことがあります。今回の、こうした不祥事を受けての再発防止策のことです。この点については、町長から今、緊急集会の話だとか、前に町長メール、そうした部分でフォローしていくというふうにあったんですけども、これはやはり管理職も関わってくることだと思うんです。政策調整会議や管理職会議の中でも話されていると思うんですけども、私は、津別町役場が人を育てる職場であってほしいというふうに考えております。そうした中で管理職の皆さんがどう受け止めているのか、町長や副町長の口からはお話しになりづらいと思いますけれども、今後どうしたことを対策として考えていくか、話し合っているのか、教えていただければありがたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（中橋正典君） 再発防止という観点で研修会をこれからしようということで、当初の計画にはなかったんですけども、コンプライアンスというテーマで世代を分けて、例えば係長以下、そして管理職というような立場、立場で研修をしようと

ということで、今、講師をお願いしているところで、今後日程調整をして研修をしたいということで、今、考えております。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 今、総務課長からは実際の研修という形も取り入れてという話です。その前に議員からあったように、管理職の人は庁議をやったり、そういうところでは、最初に町長、私が示達事項に近い形で提案事項をするんですが、その中でも、改めてというか、もう何回もというか、今回のことについて実際私の言葉としては、こういう議会でこういうことをもう話したくないとはっきり言わせてもらっています。その考え方を管理職から職員に伝えてもらっています。ただ、それをコンプライアンスという話も出ましたが、コンプライアンスと言う前に人としてどうかとか、大人としてどうかとか、そういう問題も絡んできますので、改めて個人個人が自覚を持ってという話もさせてもらっています。

それについて、今後また研修等も含めてやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君、

○6番（佐藤久哉君） 業務上の管理職から部下へいろんな仕事の指導はしていくと思うんですけれども、なかなか人生の指導をするというわけにはいかないと思いますけれども、私もサラリーマンを経験しております。当時、指導担当だった係長には、公私ともにいろんなことを教えていただきました。確かに職場での付き合い方というのは、今と昔では今のほうが希薄になっているかもしれませんが、やはり日常の会話ですとか仕事の中で、自分の持っている責任の重さというのを職員が自覚していくように育てていただきたいなと思います。自分が何かした時に、その職場全体に与える影響だとか、それから社会に対する影響だとか、そうした部分が少しまだ足りていない。当然、公務員試験等を受けて、ある程度の基準をクリアして入ってくるわけですが、みんなまだ入ってきた時点では人間としては未成熟で、それを周りの大人というか、そういう人たちが育てていくことになると思います。

先ほども申しましたが、津別町役場が人を育てていく職場になっていただきたいというふうに思いますので、今回のことは町長、副町長が処分というか減俸条例

を上程したわけですがけれども、それを支える管理職の方々も同じく不名誉があったというふうに私は考えていただいて、重く受け止めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 2人ともちょっと若い世代でして、これからいろんな経験を積んでいくんだろうというふうに思いますけれども、特に2点目の部分については、やはり逮捕事由が非常に衝撃的な案件でもありましたので、印象は非常に悪いなというふうに思っています。

そこで、事前に本人が来た時にもお話ししましたし、15日に辞令を交付した時にもお話ししたんですけれども、「引き続いて、気持ちを入れ替えて今後も働きたい。よろしくお願いいたします」という言葉だったんですけれども、「このままずっとあなたが津別に住んで、そして役場でずっと仕事をしているということは、小さな町なので、いったん忘れられたとしても、またどこかでふとその話が出てきたりして非常に精神的に厳しい状態に置かれていくよ」と、「それを覚悟した上で、引き続いて働くという決意を持つなら、それでいいよ」というふうに話をさせていただきました。15日に黒い服を着て、黒いネクタイをして町長室に来ましたけれども、そこで辞令を交付しましたけれども、そこでお話ししたのは3カ月間の停職ということですので、家にずっといるということになります。そこで、「これを機会にたくさん本を読みなさい」ということで指示をしました。いろいろ生きていく上で必要な本をいっぱい読めということで、お話をさせていただきました。それで辞令をお渡ししたんですけれども、ちょっと言い足りなかったかなと思って、後で総務課長のほうから追加で伝えておいてといったことがあるんですけれども、それは読む場所なんですけれども、毎日図書館に行きなさいということで、そして自分がどういうことを反省しながらやっているかというのを、ちゃんと町民に見せてあげなさいと。そして見られると、また陰口をたたかれるかもしれないけれども、それは耐えていかないとならないからねということで、家にずっとこもっているのではなくて、しっかり図書館に毎日通って、そこでいろんなものを読んで、そして身に着けていく。そういう生活を3カ月間してほしいということで、これを追加でちょっと言うておいてということで課長に伝えました。あわせて、

ぜひ読んでほしい本の名前も伝えておりますので、この３カ月間でしっかり考えて、また復職してくれればなと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 32 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 32 号について内容のご説明をいたします。

説明資料 2 ページをお開きください。

改正理由は、北海道医療給付事業事務取り扱い、そして津別町子ども医療費の助成に関する条例の規定に不整合があり、受給資格者に不利益が発生する可能性が明らかとなったためです。

改正内容につきましては、北海道の事務取り扱いに準じ受給資格者を「保護者」か

ら「子ども」とし、かつ、それに伴い新たに生じる不利益を補正する改正をするものです。

新旧対照表をご覧ください。

右側、改正後、第3条受給資格者では、ただいまご説明いたしました子どもが受給資格者となるよう保護者を削り、受給資格者に不利益が発生しないよう文言を追加しております。

3ページをご覧ください。

第4号を追加し、受給資格が重複した場合の規定を追加しております。

それでは、議案にお戻りください。

ただいま説明いたしました内容を条文化したものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の子ども医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用するものとします。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 33 号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、議案第 33 号についてご説明いたします。

説明資料の 4 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う改正のため改正するものです。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。

児童福祉法の改正により、新たに満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、改正後、第 2 条第 6 号および第 6 号の 2 にて用語の定義を規定したほか、5 ページ、同条 11 号の 2、11 号の 3、11 号の 4 において、それぞれ教育認定こども、満 3 歳以上保育認定こども、保育認定こどもの定義を新設しています。この用語の定義の改正、新設に伴いまして、5 ページ、6 ページの改正後、第 6 条、7 ページ、改正後第 7 条、8 ページから 9 ページにかけての改正後第 13 条、11 ページから 15 ページにかけての改正後第 35 条および第 36 条において定義にあわせた改正をしているほか、16 ページから 17 ページの改正後、第 37 条第 2 項および第 3 項においては、満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、利用定員について改正。また、17 ページから 18 ページの改正後第 39 条第 2 項および第 3 項においては、申込者が利用定員を上回る場合の選考方法について、新たに規定しています。

続いて 19 ページ、改正後、第 39 条第 5 項および第 40 条第 2 項、第 41 条、20 ページ改正後、第 42 条第 1 号においては用語の定義にあわせた改正をしており、改正後、第 42 条第 3 号および 21 ページ、同条第 5 項、22 ページ同条第 6 項および第 43 号においては満 3 歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正を行っております。

23 ページになります。改正後、第 47 条第 1 項および第 2 項、24 ページ、改正後 49

条第2項および第50条においては用語の定義追加に伴う改正を行っております。

25 ページです。改正後、第51条第1項においては満3歳以上小規模保育事業の創設に伴う改正。

26 ページ、同条第2項は用語の定義追加に伴う改正をし、第3項においては満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正を行っております。

28 ページです。改正後、第51条の2においては、30 ページまでにかけて満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、教育認定こどもが利用する場合の遵守事項について新たに規定しています。

30 ページ、改正後、第52条第1項においては、満3才以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正。同条第2項および31 ページ、第3項においては用語の定義追加に伴う改正を行っております。

それでは、議案条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として公布の日から施行いたします。

以上、議案第33号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 34 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、議案第 34 号についてご説明いたします。

説明資料の 33 ページをご覧ください。

改正理由は 3 点です。

1 点目は、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準の一部改正に伴う改正のため。

2 点目は、学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定に伴う改正のため。

3 点目、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う改正のため改正を行うものです。

改正内容については新旧対照表で説明いたします。

改正後、第 2 条第 6 号および 34 ページ、改正後、第 6 号の 2 において、児童福祉法の改正により満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、新たに用語の定義を改正および追加したほか、関連して改正が必要となる条項について 34 ページの改正後第 36 条、35 ページの同条第 3 号第 6 項および 36 ページ第 7 項、38 ページ、第 18 条第 6 号、第 27 条、ページ飛びまして 44 ページ、附則の第 3 条、45 ページ附則第 6 条を改正しております。

ページを戻っていただきまして、説明資料の 37 ページ、改正後、第 13 条において学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加しています。

39 ページ、改正後、第 29 条第 3 項において、保育士とみなすことのできる資格要件に准看護師を追加する改正のほか、第 4 項および 40 ページの第 5 項において、保育現場において障がいのある子どもなど、多様なニーズを抱えた子どもの受け入れの推進とともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保、充実を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職を一定の条件の下で保育士とみなすことのできるよう規定を追加しています。

同様の理由で改正後、第 31 条第 4 項および 41 ページ、第 5 項第 44 条、第 4 項および 42 ページ、第 5 項、第 47 条第 5 項および 43 ページの第 5 項において規定を追加しています。

関連して 45 ページ改正後の附則の第 9 条において、保育士の定義を改正しています。それでは、議案条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行しますが、改正後の規定については学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日から施行します。

また、保育士および保育従業者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは所要の措置を規定します。

以上、議案第 34 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 34 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 11 時 5 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 35 号 津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、議案第 35 号についてご説明いたします。

説明資料の 46 ページをご覧ください。

改正理由は 2 点です。

1 点目は、学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定に伴う改正のため。

2 点目は、乳児等通園支援事業内部の規程において、乳児、幼児の区分ごとの利用定員の定めが不要となったためです。

改正内容については、新旧対照表でご説明いたします。

改正後、第 13 条見出しについて字句を修正しております。

次に、改正後、第 13 条の 2 において、学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ

る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加しております。

47 ページ、改正後、第 16 条第 6 号において、乳児、幼児の区分ごとの利用定員について、区分ごとの定めが不要となるため、文言を利用定員に改正しております。

それでは、議案条文にお戻りください。

ただいまご説明しました内容を条文化したものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行しますが、改正後の第 13 条の 2 の規定については、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行の日から施行します。

以上、議案第 35 号についてご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 36 号 契約の締結について（木質バイオマスイエネルギーセンター建設工場）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（尾路克彦君） ただいま上程となりました、議案第 36 号について説明させていただきます。

本案件については、木質バイオマスエネルギーセンター建設工事の請負契約の締結に向けまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称につきましては、木質バイオマスエネルギーセンター建設工事。

工事の場所につきましては、津別町字達美。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

契約金額につきましては 7 億 1,720 万円（うち消費税および地方消費税額は 6,520 万円）。

契約の相手先につきましては、清水・日本データー特定建設工事共同企業体。代表者は、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則。構成員は、札幌市東区北 16 条東 19 丁目 1 番 14 号、日本データーサービス株式会社 代表取締役石原知樹となります。

以上、内容の説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4 番、山内彬君。

○4 番（山内 彬君） 今、説明がございましたけども、指名競争入札で行ったと。入札の結果を見ますと 2 社でやられたというふうになっておりますけれども、町の財務規則 122 条によりますと、指名競争入札というのは、参加者を 3 名以上指名しなければならないというふうになっておりますけども、2 社になった理由についてお伺いしたいなと思います。

今回はデザインビルドという入札方式で発注されておりますけども、今回の入札にあたって、いわゆる入札の時点の積算価格をどのように積算されたのか、それをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 新君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、2社で入札を実施した経過についてでございます。まず、今回の入札の方法につきましては、ご承知のとおりデザインビルドという形で、実施計画と本工事をあわせた内容となっております。それを踏まえまして事業者の募集につきまして、大規模かつ技術的な難易度の高い工事ということで想定し、特定建設工事共同企業体、特定JVを募集するということで決定しております。

これに基づきまして、令和8年4月1日に共同企業体の告示を行い、4月20日まで共同企業体の募集をしたところですが、結果2社、2JVという形になりましたので、この2社といいますか、二つの候補者の中から選定したということになります。

続きまして、入札時点の積算を含めました設計でございますが、こちらのほうにつきましては、基本設計の内容をもとに町の建設課、また産業振興課の土木を担当します耕地係長が内容を確認して積算を行っているところです。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 財務規則によると、ただし書きで特別な事情があるときは、この限りではないということになっておりますけれども、今回、町としても初めての入札の形をとったんですけれども、いわゆる建設業者と設計業者が企業体を組んで参加するというような形だと思うんですけれども、これ広く指名競争入札の資格をもらうために、広く周知してやられたのかどうかお伺いをしたいと。どこか近隣町村だけを参加資格に入れているのか、全道を広く入れたのか、このあたりちょっと説明がなかったんですけれども、それについてお伺いしたいのと、予定価格をつくるときに、今、基本設計を基にして町の担当者が予定価格に基づく積算調書を多分つくったというふうに思われますけれども、そうすると今回、落札された企業が日本データーという会社の実態はわかりませんが、専門的な設計会社なのかどうか、それについてお伺いしたいのと、この企業体を組んだ日本データーというのは、どういう役割を果たすのか、それあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 新君） まず、今回デザインビルドということで、初めての入札でございました。

この周知の方法につきましては、特に、これまでと変わったようなことはしてございません。特に、全国にそういったものを周知するということとはございませんが、基本的にはルールに則って共同企業体の募集の告示を行ってというような形になります。私の記憶にちょっとあったかなと思うんですけども、例えばですが、建設新聞ですとか、そういったものにはこういった内容については記載されますので、そういうことによって関係する事業体がこういった情報をキャッチして応募していただくようになるかと思います。

もう1点につきまして、基本設計を行っている日本データーサービスという会社が行っております。今回のエネルギーセンターの建設というのは、やはりこういったノウハウを持っている事業者というのは非常に少ないというふうに聞いてございます。この日本データーサービスにつきましては、基本計画からこの事業について参画しておりまして、そういったものを踏まえまして、さらに道内のほかの温浴施設等のボイラーそういったものも設計をしているという情報がありますので、そういった点においては、ある程度のノウハウがあるかなというふうに考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内 彬君。

○4番（山内 彬君） 今回の契約については、令和10年8月までの工期になっておりますけれども、今回、落札されて長期間にわたって事業をやるわけなんですけれども、当然、この設計した基本設計に基づいて予定額をつくられたというふうに説明があったんですけれども、実際、実施設計をつくるのが日本データーということだと思います。そうした中で、今回の契約金額内でこの事業をやり遂げるという解釈でよろしいのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 新君） 失礼しました。

日本データーサービスがそのような設計の技術を持っていますので、実施設計を日本データーサービスが行うような形になります。

それで、この金額内ということで、当然これが契約金額ということで進めてまいりたいところではございますが、昨日の一般質問でもありましたとおり、非常に状況としては先行きが見えないということで、この件につきましては事前に建設業協会のほうからも、そういった懸念があるというふうなお話は受けてございます。これにつきましては、これも昨日の説明の中にありましたが、契約条項の中には物価スライド等の条件が付されていることと、心配されていたのが、仮に価格よりも物が入ってこない場合、そういったものを心配されておりました。その点につきましても、そういったものは世界情勢の影響によって入手が困難ということになりますので、そこが請負側の責任になるかどうかということは争点になりますが、そういったものをきちんと整理しながら実施してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 37 号 契約の締結について（津別小学校バリアフリー化改修工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 37 号について説明させていただきます。

本件につきましては、小学校における給食配膳用昇降機の更新およびスロープ設置等における、バリアフリー化改修工事の契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、津別小学校バリアフリー化改修工事。

工事の場所は、津別町字幸町。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

契約金額は、8,503 万円（うち消費税および地方消費税額 773 万円）となります。

契約の相手先は、網走郡津別町字旭町 10 番地 1。株式会社工藤工務店 代表取締役 工藤伸となります。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 38 号 契約の締結について（津別町旧学校給食センター解体工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 38 号について説明させていただきます。

本件につきましては、旧学校給食センターにおける解体工事の契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、津別町旧学校給食センター解体工事。

工事の場所は、津別町字幸町。

契約の方法につきましては、指名競争入札。

契約金額は、7,920 万円（うち消費税および地方消費税額 720 万円）となります。

契約の相手先は、網走郡津別町字東 2 条 23 番地。津別建設株式会社 代表取締役中村光一となります。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 38 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 39 号 令和 8 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

税務財政課長補佐。

○税務財政課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 39 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の採用、人事異動および共済費等の率の改定などに伴う給与費の補正、国庫補助金の内示に伴う町道整備事業等の事業調整に伴う減額などを中心とした補正予算となります。

給与費につきましては、職員数に増減はなく、一般会計では 531 万 5,000 円の減額。特別会計および企業会計を含めた全会計合計では、813 万 5,000 円の減額となります。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算からそれぞれ 919 万 3,000 円を減額し、補正後の予算総額を 84 億 7,980 万 7,000 円とするものです。

第 2 項および第 2 条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 43 ページをご覧ください。

なお、給与については、冒頭に説明したとおりですので款項における説明は割愛させていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、44 ページになります。中ほどの目 2 財政管理費、財政管理経費は、納入通知書の e L - Q R 印字に向けた対応負担金で 20 万 1,000 円の増額です。

項 2 地域振興費、目 2 企画開発費、森の健康館整備事業は、前年度からの繰越事業である L A N 配線工事について、物価高騰等の影響により 250 万 8,000 円の増額です。

45 ページをご覧ください。目 3 企画振興費、地域振興施設管理業務および、その下の多目的活動センター管理運営経費は、相生総合交流ターミナル施設の自動ドアおよびエアコン室外機の故障による修繕を、予算流用にて対応したための流用元補填で、それぞれ増額です。

46 ページをご覧ください。項 4、目 1 戸籍住民登録費、最下段の住民基本台帳ネットワークシステム経費は次ページにわたりますが、住民基本台帳ネットワーク機能を有する統合端末機器を 1 台増台するもので 103 万 4,000 円の増額と、マイナンバー法改正によるシステム改修費で 112 万 6,000 円の増額です。

戸籍住民登録経費は、特別在留カード等の新制度対応に係る窓口用裏書用プリンターのシステム改修で 9 万 8,000 円の増額です。戸籍情報総合システム経費は、戸籍複本システム等の戸籍情報システム機器更新について、半導体価格の高騰により 157 万 8,000 円の増額です。

48 ページをご覧ください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、下段の障害者総合支援事業経費は次ページにわたりますが、療養介護医療費等に係るシステム改修等で 46 万 5,000 円の増額です。国民健康保険事業特別会計繰出金は、人件費分の減額です。介護保険事業特別会計繰出金は、人件費および負担限度額の制度改正に伴うシステム改修事業費等で 52 万 7,000 円の増額です。

目 5 老人福祉費、介護サービス支援事業は、デイサービスセンターの設備修繕に係る補助金で 69 万 5,000 円の増額です。

50 ページをご覧ください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、51 ページになります。目 3 環境衛生費、簡易水道事業会計繰出金は、人件費分で 44 万 9,000 円の増額です。

52 ページをご覧ください。目 5 公衆浴場費、公衆浴場管理経費はボイラー制御盤の故障による修繕で 51 万 4,000 円の増額です。

款 6 農林業費、項 1 農業費は 53 ページになります。中段の目 3 農業振興費、農業新規参入者支援対策事業は、つべつ TAKE ACTION が主体となり実施する農業者意向調査に係る補助金について、予算流用にて対応したための流用元補填で 10 万円の増額です。畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は、農作物の生産構造転換に係るソフト事業と農業機械のリース導入に係るトンネル補助で、4,910 万 7,000 円の

増額です。

目 4 振興事業費、土地改良事業事務経費は次ページにわたりますが、農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る特別賦課金で、事業費の増に伴い 3 万 1,000 円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業は、令和 9 年度に実施予定の恩根 2 地区導水管更新工事について道補助金が追加採択されたことから、今年度の実施とすることとしたもので、2,032 万 8,000 円の増額です。

項 2 林業費、下段の目 2 林業振興費、地域材利活用推進事業は次ページにわたりますが、木質ペレット製造施設チップ保管庫の壁破損に伴い、改修工事を行うもので 514 万 8,000 円の増額です。

款 7、項 1 商工費、目 3 款公費、56 ページになります。観光事業事務経費は、9 月に札幌市の大和ハウスプレミストドームで開催される、水曜どうでしょう祭への出展に係る負担金で 45 万円の増額です。

款 8 土木費、57 ページから 58 ページになります。項 2 道路橋梁費、目 3 道路橋梁新設改良費、町道整備事業は、町道 2 号線歩道新設工事について、国庫補助金の内示額が要望額よりも著しく少なかったことから、工事の一部を次年度に延期することとして事業調整を行うもので 5,390 万円の減額です。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費、町営住宅管理経費は、町道整備事業と同様、国庫補助金の内示額が著しく少なかったことから、本岐第 2 団地解体工事を次年度に延期することにより、3,549 万 7,000 円の減額です。

款 10 教育費、59 ページになります。項 2 小学校費、目 2 教育振興費、その他小学校教育振興経費は、今年度開催予定のロケット教室について、講演料等の高騰により 17 万 5,000 円の増額です。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、中学校施設管理経費は、トイレ手洗い場温水器の故障に伴う取り替え修繕で、105 万 2,000 円の増額です。

60 ページをご覧ください。下段の項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、多目的運動公園管理経費は次ページにわたりますが、スポーツ合宿の受け入れに伴い、サッカー・ラグビー場の芝生の刈り高調整を行うことから、委託料で 171 万 6,000 円の増額です。トレーニングセンター管理経費は、正面玄関前の床タイルの破損による修繕で 38 万

1,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、41 ページをご覧ください。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金は、歳出で説明の住民基本台帳ネットワークシステム経費に係る補助金の増額です。個人番号カード交付事務費補助金は、同じく歳出で説明の戸籍住民登録経費に係る補助金で、当初予算に計上済みの関連経費も対象経費として 18 万 2,000 円の増額です。

目 2 民生費国庫補助金、地域診療情報連携推進費補助金は、歳出で説明の障害者総合支援事業経費に係る補助金で、当初予算に計上済みの関連経費も対象経費として 67 万 7,000 円の増額です。

目 5 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、歳出で説明の道道整備事業および本岐第 2 団地解体工事に係る交付内示により、1 億 128 万 9,000 円の減額です。

款 14 道支出金、項 2 道補助金、目 4 農林業費道補助金、多面的機能支払交付金事業は、交付内示により 6 万 7,000 円の増額です。農業水路等長寿命化・防災減災事業および畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業は歳出で説明した同事業に対する補助金で増額です。

款 17 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、戸籍情報システム機器更新が、デジタル活用推進事業債の対象見込みとなるため、621 万 7,000 円の減額です。地域振興基金繰入金は、森の健康館構内の木柱更新事業が過疎債の対象見込みとなること等により 294 万 5,000 円の減額です。ふるさと津別応援基金繰入金は、歳出で説明の地域材利活用推進事業に係る繰入分として 514 万 8,000 円の増額です。減債基金繰入金は、国営農地再編整備事業償還金に係る地方債元利償還金の繰入分として 303 万 7,000 円の増額です。

款 18 繰越金、前年度繰越金は、一般財源不足分の増額です。

款 20、項 1 町債、42 ページになります。目 1 総務債、森の健康館構内木柱更新事業は過疎債、戸籍情報システム機器更新事業、L G W A N は無線ネットワーク環境構築事業および住基ネット統合端末整備事業は、デジタル活用推進事業債の対象見込みと

なることに伴う増額です。

目 3 衛生債、地域医療維持助成事業は、過疎債ソフト分の発行限度額の増による増額です。

目 4 農林業債、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、事業費の変更に伴う増額です。

目 5 商工債、津別峠展望施設 L E D 化改修事業は、起債協議額にあわせ増額です。

目 6 土木債は、金額の内示および事業費の変更に伴う増減です。

目 8 教育債、中央公民館館内通信無線化事業は、対象事業費の精査を行い、2 行下の L G W A N 無線ネットワーク環境構築事業として実施することとするものです。町民会館縁石改修事業は過疎債の対象見込みとなるため増額です。

歳入の説明は以上です。

33 ページの補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となるものです。

第 2 条は地方債補正で、37 ページの第 2 表のとおり追加 5 件、変更 6 件、廃止 1 件で、補正後の限度額は 18 億 7,230 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

4 番、山内彬君。

○4 番（山内 彬君） 歳出の 56 ページ、観光事業事務経費の中で負担金で 45 万円、水曜どうでしょう祭の出展負担金、このように今、補正予算で組んでおりますけれども、これはどういう内容のものなのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（尾路克彦君） 山内議員のご質問にお答えいたします。

水曜どうでしょう祭は、北海道テレビ H T B さんが主催する催事であります。30 年前にスタートしました H T B の人気番組の水曜どうでしょうのイベントになっており

ます。今年、番組も現在やっておりませんが、番組が開始してから 30 周年ということで、今年、大和ハウスプレミストドームを会場に、タレントの大泉洋、あと鈴木貴之さんがイベントに参加をして、9 月 4 日、5 日、6 日の 3 日間で催事を実施いたします。全て有料チケット制となっております、現在 H T B から聞いている情報ですと、もう既に 4 万枚のチケットが売れていると。おそらく、さらに追加で売ることですので 5 万人近い方が確実に来場されるイベントとなっておりますので、その催事に津別町の P R およびフジタコーポレーションの協力もいただいて、クマヤキ等も催事で札幌ドームに出展をしようという形で現在考えております。

会場としては、大和ハウスプレミストドームの元々日本ハムが試合をしていましたドーム本体、あとコンサドーレさんの芝生を外に干すという形で、横にもドームと同じ敷地が用意されているんですけれども、そちらも利用して、ドーム 2 面分を使ってのイベントとなっておりますので、かなり大々的なイベントとなっておりますので、そちらの出展という形で 45 万円補正をさせていただいております。

以上となります。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 40 号 令和 8 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（兼平昌明君） ただいま上程となりました、議案第 40 号についてご説明申し上げます。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から 354 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 9,315 万 2,000 円とするものです。

補正の理由につきましては人事異動に係る繰入金、そして人件費のみの減額となります。そのため、事項別明細の説明は割愛させていただきます。

第 2 項の第 1 表につきましては、歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を集計します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 41 号 令和 8 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（平塚恭輔君） ただいま上程となりました、議案第 41 号についてご説明申し上げます。

補正条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 84 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 6,494 万円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほどご説明をいたします。

補正の理由につきましては、職員手当の改定に伴う給与費の増額、介護保険システム改修事業負担金、需用費の事務費の増額および、それら歳出の財源として一般会計からの繰入金を増額補正するものです。

はじめに、歳出からご説明いたしますので、77 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の給与費は、職員手当の改定に伴い 13 万 3,000 円。総務一般事務費については、封筒印刷のための需用費 8 万円と、制度改正の対応に伴う介護保険システム改修事業負担金 62 万 7,000 円を合わせた 70 万 7,000 円の増額です。

続いて、歳入をご説明いたします。76 ページにお戻りください。

款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 6 介護保険事業補助金は、介護保険システム改修分の国庫補助金として 31 万 3,000 円の増額です。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金は、歳出に充当する財源のうち、国庫補助金として交付される 31 万 3,000 円を除いた 52 万 7,000 円の増額です。

それでは、補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの 1

表で款項目ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 41 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 42 号 令和 8 年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（田島博光君） ただいま上程となりました、議案第 42 号についてご説明申し上げます。

補正条文の第 2 条収益的収入および支出における収入につきましては、収益的収入を 44 万 9,000 円増額し 2 億 2,041 万 3,000 円とし、支出の収益的支出を 133 万 6,000 円増額し 1 億 8,958 万 5,000 円とするものです。

81 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出につきましては、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目

2 配水及び給水費は、今年度から供用開始となる活汲送水ポンプ室、活汲配水池ポンプ室の動力費、通信運搬費を見込んでのもので、74 万 1,000 円の増額となります。

目 4 総係費は、人事異動に伴う給料費等の補正で 59 万 5,000 円の増額となります。

収入につきましては、款 1 水道事業収益、項 1 営業外収益、目 2 他会計繰入金につきましては、支出で説明させていただいた人件費のうち、繰出基準に伴うもので 44 万 9,000 円の増額となります。

82 ページは、キャッシュ・フロー計算書となります。

今回の補正で、最下段の資金期末残額につきましては 80 万 3,000 円の減額となり、7 億 1,433 万 2,000 円となります。

83 ページから 85 ページは貸借対照表です。

今回の補正により、83 ページに流動資産の現金預金が 7 億 1,433 万 2,000 円となり、資産合計は 31 億 6,944 万 1,000 円となりました。

85 ページになりますが、当年度純利益が 80 万 3,000 円の減額となり、負債資本合計が 31 億 6,944 万 1,000 円となります。

79 ページの条文にお戻りいただきまして、第 3 条議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を 59 万 5,000 円増額し、2,213 万 5,000 円とするものです。

第 4 条他会計からの繰入金及び補助金につきましては、一般会計からの繰入金を職員給与費に充てるものを 44 万 9,000 円増額するものです。

以上、議案第 42 号の内容につきましてご説明いたしましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、意見書案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] 議長から発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 1 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について、全文を読み上げ提案説明といたします。

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ 4 分の 1 を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の２項目の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか記載の関係する関係大臣に提出をします。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 2 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） 〔登壇〕 議長から、発言のお許しをいただきましたので、意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、全文を読み上げ説明といたします。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足し

ており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

令和８年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、令和９年度政府予算および地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と対応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政の確立を目指し、以下の１１項目について要請をするものです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、ほか記載の担当大臣に提出を行います。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第３号

○議長（鹿中順一君） 日程第１７、意見書案第３号 令和８年度北海道最低賃金改定等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

３番、細川博行君。

○３番（細川博行君） 〔登壇〕 ただいま、議長の発言の許しを得ましたので意見書を読み上げて提案いたします。

令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のため「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したとを感じる人は少数であると考えられる。また、令和 7 年 10 月に引き上げた 65 円で、道内の全労働者 216 万 5,000 人のうち、57 万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況である。（令和 3 年経済センサスおよび令和 7 年 6 月賃金に係る最低賃金基礎調査結果より）です。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができない。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費活動および北海道経済にも悪影響を与えかねない。

つきましては、北海道労働局および北海道地方最低賃金審議会において、令和 8 年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

要望案は 4 点です。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。

以上、提案しますので、皆さまの審議をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　ただいま上程された意見書案第 4 号について、ご説明をしたいと思います。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書について、文を読んで説明したいと思います。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されず教職員を安定的に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度であり、この制度における国の負担率が平成 18 年に 2 分の 1 から 3 分の 1 に変更され、教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 2 分の 1 へ復元することが重要である。

令和 7 年 1 月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 7 番目に高い 17.59%（5.7 人に 1 人）となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にある。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが経済的な理由で進学・修学を断念する子どもも増加している。令和 8 年予算では、「高校生等奨学給付金」が年収 270 万円未満から 490 万円未満へと拡充された。また「給食費無償化」についても小学校で実施されている。今後も対象者や校種、補助金などさらに拡充が必要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠である。「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、令和 8 年度から中学校においても段階的に 35 人以下学級が実現することになったが、高校については依然として「検討」にとどまっている。令和 8 年度文部科学省予算において教職員定数改善は、中学校においても「35 人学級」を段階的に進めるため 5,580 人、小学校教科担任制拡大に向けて 990 人など 7,596 人にとどまっている。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面「35

人学級」拡大などさらなる改善が必要である。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領の改訂のたび、内容および教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時間数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善を図る必要がある。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率の2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消「30人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学び場となるよう、以下の項目について地方自治法第99条に基づく、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう要請します。

5項目について要請を行います。

要請先としては、衆参両議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣となっております。

以上、提案申し上げましたので、皆さまの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第5号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　意見書案第 5 号について説明をいたします。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書です。

道教委は、令和 5 年 3 月に「これからの高校づくりに関する指針（改訂版）」（以下、「指針」）を策定し、「公立高等学校配置計画」を進めてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合・間口の削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が 55 市町村（令和 8 年 4 月現在）となった。「指針（改定版）」には、「1 学年 4 から 8 学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 20 人未満」「地域連携校等で 5 月 1 日現在の第 1 学年の在籍者数が 2 年連続で 10 人未満」とした配置の基本的な考え方により、令和 10 年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数は減少していく見通しである。

また、令和 8 年度からは私立高校授業料も年間 45 万 7,200 円と上限額はあるものの実質無償化となった。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化が公立校の定員割れとそれに伴う統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れがみられ、一方で大学附属校や私立進学校などで定員オーバーとなっている。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっている。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐことになっている。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしている。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政として責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ない。また、各地域の学校の特色ある取り組みにより新入学生が増加していても、既に計画された募集停止が撤廃されないなど地域の声が反映されておら

ず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校が進むなど、このままでは「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかである。

道教委は、高大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うとともに、地域の高校存続を基本的に希望する全ての子どもたちにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」をつくり出していくことが重要であり、以下のことについて要望いたします。

項目は四つあります。

提出先については、北海道知事、北海道教育委員会委員長になっております。

皆さまの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第6号 イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、巴光政君。

○1番（巴 光政君） 〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、意見書案第6号 イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書案を、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり提出いたしたいので、読み上げて

説明にかえさせていただきます。

米国およびイスラエルがイランへの攻撃を開始してから約3カ月が経過したが、中東地域における軍事衝突が続いている。

米国とイスラエルによる先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙であり、イランの小学校への空爆によって授業中だった多くの児童が犠牲になるなど、多くの民間人が殺害されている。

イラン政府による自国民への弾圧は国際人権法上許されない。しかし、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反し、これが認められれば国際秩序は根底から崩壊してしまう。

また、イランへの攻撃の激化は世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて、建設、医療、運輸、農業・漁業など多岐にわたる分野への影響が生じ、日本国内の市民生活にも重大な影響を及ぼしている。

今こそ求められるのは軍事力ではなく、対話と外交による一刻も早い平和的解決である。よって、政府においては、これ以上の犠牲を防ぐため、米国・イスラエルおよびイランが軍事行動の即時停止と外交による平和的解決に向かうよう、外交努力を重ねることを強く求める。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣です。

以上、提案しましたので皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第3号 繰越明許費の繰越について（津別町

一般会計)を議題とします。

町長から、令和7年度津別町一般会計予算に係る繰越明許費の繰越について、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものであります、

本件については、ご了承願います。

◎報告第4号

○議長(鹿中順一君) 日程第22、報告第4号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社津別町振興公社の令和7事業年度事業報告および決算、令和8事業年度事業計画および予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第5号

○議長(鹿中順一君) 日程第23、報告第5号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和7年度2月分、3月分、4月分、令和8年度4月分の例月出納検査について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長(鹿中順一君) 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和8年第3回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 0時20分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員